

**剰 余 金 処 分 案**  
(令和 年 月 日 ~ 令和 年 月 日)

円

当期未処分剰余金(又は当期未処理損失金)			
1 当期純利益金額	× ×		
(又は当期純損失金額)	( × × )		
2 前期繰越剰余金	× ×		
(又は前期繰越損失金)	( × × )		
3 過年度税効果調整額	<u>× ×</u>		× × ×
組合積立金取崩額			
1 特別積立金取崩額	× ×		× × ×
剰余金処分別			
1 利益準備金	× ×		
2 就労創出等積立金	× ×		
3 教育繰越金	× ×		
4 組合積立金			
特別積立金	× ×		
周年記念事業積立金	× ×		
役員退職給与積立金	<u>× ×</u>	× × ×	
5 従事分量配当金(組合)		× ×	
6 利用分量配当金(連合会)			
事業配当金	<u>× ×</u>	<u>× × ×</u>	<u>× × ×</u>
次期繰越剰余金			<u>× × ×</u>

(作成上の留意事項)

・利益準備金、組合積立金の中の特別積立金は、当期純利益金額(繰越損失がある場合にはこれを填補した後の金額)をもとに計上すること。

法人名  
所在地

---

## 損 失 処 理 案

(令和 年 月 日 ~ 令和 年 月 日)

		円
当期末処理損失金		
1 当期純損失金額(又は当期純利益金額)	<u>××(××)</u>	
2 前期繰越損失金(又は前期繰越剰余金)	<u>××(××)</u>	×××
損失填補取崩額		
1 組合積立金取崩額		
特別積立金取崩額	××	
周年記念事業積立金取崩額	××	
役員退職給与積立金取崩額	<u>××</u>	××
2 利益準備金取崩額		××
3 資本剰余金取崩額		××
		<u>×××</u>
次期繰越損失金		<u>××</u>

(作成上の留意事項)

- (1) 労協法第72条による出資1口の金額の減少を行い生じた出資金減少差益及び、持分計算の結果出資金に満たない額を払い戻したときに生じる出資金減少差益を、損失補填に充てる時は、資本剰余金取崩額に表示する。
- (2) 当期末処理損失額が少なく、次期以降の利益で、填補できる見込みのときは、次期以降へ繰越損失金として繰り越しても差し支えない。